

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成31年1月8日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	本庄市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.honjo.lg.jp/soshiki/kikakuzaisei/kikaku/tantoujouhou/nambeer/mynumber.html">http://www.city.honjo.lg.jp/soshiki/kikakuzaisei/kikaku/tantoujouhou/nambeer/mynumber.html</a>

執行機関名 本庄市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	本庄市子ども医療費支給に関する条例(平成18年本庄市条例第110号)による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		本庄市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例 別表第1 第2の項 本庄市子ども医療費支給に関する条例(平成18年本庄市条例第110号)による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	本庄市子ども医療費支給に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健全な成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対する医療費の一部を支給することにより、 <u>子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		本庄市子ども医療費支給に関する条例 本庄市子ども医療費支給に関する条例施行規則